

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年九月十五日奈良県指令建第九六一六六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年二月二十日建第八八一号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年二月二十日建第五三〇〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市釜窪町一七八番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市本町三丁目一番四

紙谷美佳

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 五條市釜窪町一七八番一の一部

一 許可番号

平成二十九年一月十七日奈良県指令建第九八一七七八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年二月二十日建第八八八二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市住川町八八番三〇の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市住川町一三〇三

株式会社榊忠銘木店 代表取締役 榊田忠次

一 許可番号

平成二十八年十月二十五日奈良県指令建第九八―一二一―号

平成二十八年十二月二十八日奈良県指令建第九八―一二一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年二月二十日建第八八八三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年二月二十日建第五三〇一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元大垣内方一四八番七、一四八番八、一四八番九、一四八番一〇及び一四八番一一並びに元赤部方一六二五番五、一六二五番六、一六二五番七、一六二五番八、一六二五番九、一六二五番一〇、一六二五番一一、一六二五番一二及び一六二五番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市真美ヶ丘五丁目三番二九号

葛城建設株式会社 代表取締役 岩元文彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字三吉元大垣内方一四八番七及び元赤部方一六二五番五

下水道 北葛城郡広陵町大字三吉元大垣内方一四八番七及び元赤部方一六二五番五

の各一部